

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都渋谷区神泉町9番1号

（名称）第一商品株式会社

（法人番号 2011001013038）

上記被審人に対する令和3年度（判）第2号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金600万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年11月10日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和3年9月9日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都渋谷区神泉町9番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所 JASDAQ市場に上場されている会社である。

被審人は、回収の見込みがない貸付金に係る貸倒損失の不計上等、不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである。

表

開示書類		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	記載事項	主な内容（注）	主な事由
平成28年 6月30日	第44期（平成27 年4月1日～平 成28年3月31 日）に係る有価証 券報告書	平成27年4月1 日～平成28年3 月31日の会計期 間	貸借対照表	純資産額が 5,706,970千円 であるところを 7,173,044千円 と記載	当期前の貸倒 損失の不計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第44期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額425,149円が、

② 6,000,000円

を超えないことから、

6,000,000 円

となる。